

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 神田通信機株式会社

【英訳名】 KANDA TSUSHINKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神部雅人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田富山町24番地

【電話番号】 (03)3252-7731(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 高橋昌弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田富山町24番地

【電話番号】 (03)3252-7731(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 高橋昌弘

【縦覧に供する場所】 神田通信機株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区登戸三丁目3番30号)

神田通信機株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区本町二丁目15番地)

神田通信機株式会社 北関東支店
(埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目167番地)

神田通信機株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市江坂町一丁目23番5号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第75期 第1四半期累計期間	第76期 第1四半期累計期間	第75期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	861,464	790,861	4,360,460
経常損失() (千円)	133,949	107,249	124,171
四半期(当期)純損失() (千円)	137,649	110,944	138,970
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失() (千円)	10,367	2,561	5,731
資本金 (千円)	1,310,825	1,310,825	1,310,825
発行済株式総数 (株)	8,744,091	8,744,091	8,744,091
純資産額 (千円)	2,469,557	2,303,608	2,430,653
総資産額 (千円)	4,704,192	4,389,827	4,821,142
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	16.21	13.82	17.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	52.5	52.5	50.4

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響から緩やかに回復の兆しが見られたものの、欧州金融財政問題の再燃による世界的な金融不安や円高・株安の影響等により、先行きは依然として不透明で予断の許さない状況が続いている。

このような経営環境のもと、当社は永年にわたり情報・通信の事業実績で培った豊富な経験と情報・通信を統合した確かな技術力をもって、進化するネットワーク社会に対し、市場ニーズに適合したソリューションビジネスを引き続き展開してきた。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は7億90百万円(前年同四半期比8.2%減)となり、営業損失は1億15百万円(前年同四半期は営業損失1億41百万円)、経常損失は1億7百万円(前年同四半期は経常損失1億33百万円)となった。四半期純損失については、1億10百万円(前年同四半期は四半期純損失1億37百万円)となった。

セグメント別の業績は、次のとおりである。

建設事業

大手・中堅企業のICTソリューション関連設備工事等が計画を下回って推移したことにより、完成工事高は5億55百万円(前年同四半期比15.7%減)、営業損失は1億10百万円(前年同四半期は営業損失95百万円)となった。

情報システム事業

独立行政法人を中心とした公会計システムが計画を下回ったものの、社会福祉システムがほぼ計画どおりに推移したため、売上高は2億18百万円(前年同四半期比18.0%増)、営業損失は14百万円(前年同四半期は営業損失54百万円)となった。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業については計画どおりに推移したことにより、売上高は16百万円(前年同四半期比2.1%減)、営業利益は9百万円(前年同四半期比12.4%増)となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は43億89百万円となり、前事業年度末と比較して4億31百万円減少した。これは主に、現金預金が1億85百万円増加し、完成工事未収入金が4億65百万円、売掛金が1億48百万円減少したこと等による。

当第1四半期会計期間末の負債は20億86百万円となり、前事業年度末と比較して3億4百万円減少した。これは主に、工事未払金が2億42百万円、賞与引当金が73百万円減少したこと等による。

当第1四半期会計期間末の純資産は23億3百万円となり、前事業年度末と比較して1億27百万円減少し

た。これは主に、利益剰余金が1億10百万円減少したこと等による。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、研究開発は行われていない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,850,000
計	26,850,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,744,091	8,744,091	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 1,000株である。
計	8,744,091	8,744,091		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日		8,744,091		1,310,825		328,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 718,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,961,000	7,961	
単元未満株式	普通株式 65,091		
発行済株式総数	8,744,091		
総株主の議決権		7,961	

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神田通信機株式会社	東京都千代田区神田富山 町24番地	718,000		718,000	8.21
計		718,000		718,000	8.21

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないので、四半期連結財務諸表を作成していない。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	814,676	999,751
受取手形	1 51,731	1 98,906
完成工事未収入金	947,313	482,032
売掛金	218,432	70,287
未成工事支出金	122,079	108,282
仕掛品	67,554	56,918
材料貯蔵品	254	1,432
その他	118,586	109,569
貸倒引当金	27,485	27,429
流動資産合計	2,313,144	1,899,752
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	443,595	436,776
土地	1,520,934	1,520,934
その他(純額)	7,273	6,578
有形固定資産合計	1,971,803	1,964,289
無形固定資産	9,061	9,004
投資その他の資産		
投資有価証券	335,808	317,871
その他	206,666	214,137
貸倒引当金	15,341	15,227
投資その他の資産合計	527,132	516,781
固定資産合計	2,507,998	2,490,075
資産合計	4,821,142	4,389,827
負債の部		
流動負債		
支払手形	162,453	226,657
工事未払金	546,720	303,927
買掛金	108,363	70,023
短期借入金	190,000	190,000
未払法人税等	19,723	5,264
賞与引当金	105,300	32,100
その他	338,504	354,218
流動負債合計	1,471,065	1,182,192
固定負債		
退職給付引当金	739,238	727,913
その他	180,185	176,114
固定負債合計	919,423	904,027
負債合計	2,390,488	2,086,219

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,310,825	1,310,825
資本剰余金	1,087,084	1,087,084
利益剰余金	158,719	47,774
自己株式	129,110	129,110
株主資本合計	2,427,518	2,316,574
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,135	12,965
評価・換算差額等合計	3,135	12,965
純資産合計	2,430,653	2,303,608
負債純資産合計	4,821,142	4,389,827

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	861,464	790,861
売上原価	707,512	631,563
売上総利益	153,951	159,297
販売費及び一般管理費	295,334	274,731
営業損失()	141,382	115,434
営業外収益		
受取配当金	6,061	6,665
受取手数料	1,769	1,719
その他	1,223	879
営業外収益合計	9,054	9,263
営業外費用		
支払利息	1,419	1,027
その他	201	51
営業外費用合計	1,621	1,078
経常損失()	133,949	107,249
税引前四半期純損失()	133,949	107,249
法人税、住民税及び事業税	3,700	3,694
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	3,700	3,694
四半期純損失()	137,649	110,944

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
1. 当該会計方針の変更の内容	当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法(200%定率法)に変更している。
2. 当該会計方針の変更を行った正当な理由	法人税法の改正(平成23年12月2日公布の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)、「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第379号)及び「法人税法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年財務省令第86号)並びに平成24年1月25日公布の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(平成24年財務省令第10号))
3. 税引前四半期純利益に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額	この変更による損益への影響はない。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれている。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年3月31日)
受取手形	7,979千円	4,912千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	8,992千円	7,787千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項なし。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項なし。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	2,000千円	2,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	223,425千円	224,387千円
	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失()の金額	10,367千円	2,561千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			合計(千円)
	建設事業 (千円)	情報システム事業 (千円)	不動産賃貸事業 (千円)	
売上高				
外部顧客への売上高	659,280	185,201	16,982	861,464
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	659,280	185,201	16,982	861,464
セグメント利益又は セグメント損失()	95,720	54,436	8,773	141,382

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と一致している。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項なし。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			合計(千円)
	建設事業 (千円)	情報システム事業 (千円)	不動産賃貸事業 (千円)	
売上高				
外部顧客への売上高	555,683	218,553	16,624	790,861
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	555,683	218,553	16,624	790,861
セグメント利益又は セグメント損失()	110,750	14,544	9,861	115,434

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と一致している。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項なし。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更している。

なお、当該変更によるセグメント損益への影響はない。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は次のとおりである。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	16円21銭	13円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	137,649	110,944
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	137,649	110,944
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,490	8,025

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月14日

神田通信機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神田通信機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、神田通信機株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。